

令和7年10月から工場立地促進制度を見直します

「成長産業を担う事業所」、「大規模な雇用を創出する事業所」に対する奨励措置を拡充するほか、新たに本社機能の移転・拡充や一定規模以上の従業員が従事する施設を新設する投資に対する奨励措置を新設しました。

○対象要件

①工場等

対象業種	投下固定資産総額		新規の正規雇用者数又は転勤者数		立地場所
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
①製造業	5億円以上	3千万円以上	なし(※)	なし(※)	工業地域 工業専用地域 準工業地域など
②道路貨物運送業・倉庫業	5億円以上	5千万円以上	9人以上	2人以上	

※ 新設の場合は、投下固定資産総額もしくは新規の正規雇用者等のいずれかの要件で足ります。(人数は下段と同じ)

- 新規の正規雇用者とは、本市又は本市と連携協約を締結した市町の住民で、かつ正規雇用された雇用保険加入者をいいます。
- 転勤者とは、設置した工場の操業により、市内に転入した住民で、かつ正規に雇用されている雇用保険加入者をいいます。ただし、連携中枢都市の関係市町からの転勤者は対象外です。
- 中小企業とは、中小企業基本法にいう中小企業をいいます。ただし大企業が出資する場合は大企業とみなす場合があります。
- 道路貨物運送業・倉庫業の場合は、投下固定資産総額と新規の正規雇用者等の人数の両方が要件です。
- 工事着手日の原則30日前までに申請が必要です。(なお、工事着工日以降の申請はできません。)

②本社機能

市内に「本社機能を移転」または市内の「本社を拡充」する場合であり、延べ床面積が500㎡以上純増かつ常用雇用者10人以上(市内本社拡充の場合は20人以上)が従事する場合で以下のいずれかに該当する場合

a. 地域再生法の認定を受けたもの
b. 兵庫県産業立地条例に定める「本社機能立地事業」の認定を受けたもの
c. 上記a.b以外で登記上の本社本店であり全社的な業務を担当するもの

③大規模雇用事業所

「一定規模以上の従業員」が従事する施設(床面積1,000㎡以上)を新設する投資を新たに行う場合で以下のいずれかに該当する場合

a. コールセンター又は配送センター等で従業員100人以上のもの
b. 理学、医学・薬学研究所等で従業員50人以上のもの

※ 従業員については正規・非正規に関わらない

○奨励措置

種類		工場設置奨励金	事業所奨励金	雇用奨励金
奨励期間		6 年間・①工場等のうち主力製造工場・成長産業・大規模雇用で新たな建物建設を伴うもの		3 年間
		4 年間・①工場等のうち新たな建物建設を伴うもの ・②本社機能③大規模雇用事業所		
		2 年間・①工場等のうち上記以外のもの		
奨励金額	大企業	固定資産税相当額の 3/5	事業所税資産割相当額の 3/5	新規の正規雇用者 1 人につき 30 万円（女性については 30 万円を上乗せ）※
	中小企業	固定資産相当額	事業所税資産割相当額	
限度額		7 億円（これまで工場等に用いられていなかった土地の場合は 15 億円）		

●主力製造工場とは研究所及び本社機能を併設する工場

●成長産業とは国の規定による特定重要物資、県の規定による重点立地促進事業、6 次産業化事業、その他市長が認めるもの

●大規模雇用とは 20 人以上（中小企業にあつては 5 人以上）の新規雇用された常用従業員等を操業開始日から 1 年以上継続して雇用しているもの

※雇用奨励金の対象者は新規に正規雇用された姫路市民に限ります。